

### 買受適格証明願書（第3条許可）

令和 年 月 日

鷹栖町農業委員会長 様

願出人 住所

職業

氏名 (印)

生年月日 年 月 日生

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、業務の内容、名称及び代表者の氏名)

次の農地（採草放牧地）について、競売（公売）に参加したいので、農地法第3条第1項の許可を受けられる者であることを証明願います。

#### 1 土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
		登記簿	現況			権利者の氏名又 は名称	権利の 種類
鷹栖町	番						
鷹栖町	番						
鷹栖町	番						
鷹栖町	番						
鷹栖町	番						
鷹栖町	番						
計		田					
		畑					
		農地計					
		採草放牧地					

#### 2 入札又は落札しようとする理由

3 願出人又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況

所有地		農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積 (m <sup>2</sup> )	
	自作地	①				②	
	貸付地						
		所在	地番	地目 登記簿 現況		面積 (m <sup>2</sup> )	状況、理由
	非耕作地						

使用収益権を有する土地		農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積 (m <sup>2</sup> )	
	借入地	③				④	
	貸付地						
		所在	地番	地目 登記簿 現況		面積 (m <sup>2</sup> )	状況、理由
	非耕作地						

	農地面積計 (m <sup>2</sup> )	採草放牧地面積計 (m <sup>2</sup> )	経営地面積計 (m <sup>2</sup> )
経営地合計	⑤=①+③	⑥=②+④	⑤+⑥
備考			

注1 「自作地」欄、「貸付地」欄及び「借入地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況、理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることからの条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り、耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合は、その許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

4 願出人（その世帯員を含む。）の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況

(1) 作付（予定）作物及び作物別の作付面積

	畑			樹園地			採草放牧地
	田						
作付（予定）作物							
権利取得後の面積 (㎡)							

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
		確保しているもの	所有		
	リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有				
	リース				

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは、牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 願出人が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業歴 \_\_\_\_\_年、農業技術集学歴 \_\_\_\_\_年、その他（ \_\_\_\_\_ ）

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）

現在： \_\_\_\_\_人（農作業経験の状況： \_\_\_\_\_）

増員予定： \_\_\_\_\_人（農作業経験の状況： \_\_\_\_\_）

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： \_\_\_\_\_人（農作業経験の状況： \_\_\_\_\_）

増員予定： \_\_\_\_\_人（農作業経験の状況： \_\_\_\_\_）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を移転しようとする土地までの平均距離又は時間

距離： \_\_\_\_\_km、時間： \_\_\_\_\_時間 \_\_\_\_\_分

**5 願出人又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況**

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢

(3) 主な職業

(4) 権利取得者との関係


(5) その者の農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数	日											

注1 該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示すこと。

2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

**6 願出人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）**

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

（権利を有する農地の面積＋権利を取得しようとする農地の面積）＝ \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

（権利を有する採草放牧地の面積＋権利を取得しようとする採草放牧地の面積）＝ \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

**7 願出人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）**

次の事項のいずれかに該当する場合は、上記6を記載することに代えて、該当するものにレ印を付すること。

- 権利取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 願出の農地等は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地等と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地等につき、当該隣接する農地等を現に耕作又は養畜の事業に供している。

## 8 周辺地域との関係

願出人（その世帯員等を含む。）の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を取得しようとする農地等の周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。

(1) 地域の水利調整への参加：      参加          不参加          該当無し

(2) 農薬の使用状況：      農薬使用          減農薬          無農薬

(3) 地域の共同防除活動への参加：      参加      不参加      該当無し

(4) 遺伝子組換え作物の栽培予定：      あり          無し

(5) 5の作付（予定）作物の栽培：      連作          一部連作          輪作

(6) (5)で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壌障害等の影響を回避する方法について記載すること。

--

(7) この権利移転に関して、周辺農家との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

--

## 8 競売（公売）の内容

(1) 競売（公売）の裁判所（執行行政庁）

(2) 競売（公売）の事件番号

(3) 競売の期日

令和    年    月    日

## 9 その他参考となる事項

--

(記載要領)

- 1 願書は2部提出すること。
- 2 証明を受けようとする土地の登記事項証明書を添付すること。
- 3 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。ただし、独立行政法人等の場合に合っては、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする
- 4 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人の場合は、農地法施行細則別記第1号様式の別紙1「農地所有適格法人としての事業等の状況」を添付すること。
- 5 願出地が所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が願出人であるときは、付表「賃借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書」を添付すること。



賃借権に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書

願出地の状況等	願出地の利用者	住所		
		氏名又は名称		
	利用者の利用の権原	法令名	農地法、農業経営基盤強化促進法、 その他（ ）	
		権利の種類	賃借権、使用貸借権、 その他の権利（ ）	
		期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
		許可又は公示等の年月日	許可 令和 年 月 日付け 第 号	
		自ら耕作等を開始する予定時期	令和 年 月 ころ から	
	当該農地等を願出人自ら耕作等の事業に供することができる事由等	利用者の離作の意向及び願出人自ら耕作を行うことができる事由等		

注 「利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等」欄は、次の事項等における利用者の意向等から願出人が競売（公売）決定時から遅くとも1年以内に耕作が可能となる事由を詳細に記載すること。

- 1 農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により賃借権等が設定されている土地は、利用集積計画の賃貸借期間の終了時期と願出人の耕作開始時期との関係等
- 2 農地法又はその他の法令等による賃借権等が設定されている土地は、更新をしない旨の通知（期間の定めのある賃貸借の場合に限る。）又は合意解約の時期及び引渡しの時期等